

第7次焼津市総合計画 策定方針



令和7年1月

焼津市行政経営部政策企画課

1 策定の背景・趣旨

2 計画の名称

3 計画の策定根拠

4 総合計画の構成と計画期間

(1) 基本構想

(2) 基本計画【8年（4年後に見直し）】

(3) 実施計画【毎年度見直し】

■計画期間

年度	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
基本構想								
基本計画	第7次焼津市総合計画							
	第1期（4年間）				第2期（4年間）			
実施計画	毎年度見直し				毎年度見直し			

5 総合計画策定にあたっての基本的な考え方・視点

総合計画は、(仮称)焼津未来デザインの基本的な考えや焼津市デジタル田園都市構想総合戦略、個別計画との整合を図るとともに、簡素で分かりやすい構成とし、ユニバーサルな視点やデザインに配慮し策定を進めます。

(1) 社会・経済情勢の変化に即した計画

新たな社会・経済情勢の変化を予測するとともに、多様化する市民ニーズを的確に捉え、地域課題・行政課題の解決に必要な短期・中期的な計画とします。

＜具体的な視点＞人口減少や少子高齢化の加速、激甚化する自然災害など

(2) 市民と共にまちづくりを支え合う計画

市民・企業・行政が共に支え合うまちづくりを推進するため、それぞれの主体がどのような役割を担うのかを明確にした計画とします。

＜具体的な視点＞地域に貢献しようとする自負心(シビックプライド)の醸成

(3) 横断的な視点による課題解決に向けた計画

複合的な地域課題・行政課題を総合的・一体的に解決するため、人とデジタルが原動力となる横断的な施策展開が図れる計画とします。

＜具体的な視点＞次世代育成、交流・移住・定住、DX や GX などの技術革新など

(4) 実効性のある計画

客観的な情報やデータ分析の結果に基づいた政策形成とともに、行政評価手法を活用(PDCA)し、環境変化に対応しながら成果向上を図る計画とします。

＜具体的な視点＞EBPM 手法や Well-being 指標を活用した政策形成

SDGs への貢献に向けた施策の体系化

6 策定体制

(1) 市民意見

市民意識調査や団体等へのインタビュー、SNS などを活用し市民意見を聴取します。

(2) 庁内策定体制

焼津市行政経営会議規程に基づき、庁内体制とします。

① 行政経営会議

行政経営会議(市長、副市長、教育長、病院事業管理者、市長戦略監、政策主管部長、関係部長)により庁内協議を行い、総合計画案を確定します。

② 施策課長会議

施策課長会議(施策主管課長、関係課長)により、総合計画案を策定します。

(3) 審議会

焼津市総合計画等審議会条例に基づき、市長の諮問に応じ、調査・審議し答申します。

(4) 事務局

総合計画の策定に関する事務は、行政経営部政策企画課で行います。

7 情報公開

総合計画の策定経過は、市広報及びホームページ等を活用し、資料等の情報公開を行います。

8 スケジュール（概要）

	令和6年度												令和7年度																		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月							
策 定 作 業 庁 内 会 議										基本計画の検討														冊子作成							
審 議 会 等										行政経営会議・施策課長会議																					
市 民 参 加										委員選定			諮問						答申												
議 会										市民意識調査・ ニーズ調査		審議会（有識者等） 団体インタビュー				パブリック コメント						計画案 報告									
										事前説明								中間報告													